

車いすのまま乗り降りできる自動車をお貸しします

福祉車両貸与事業



旧設楽町婦人会さんからの
寄付金で購入しました

トヨタ /ア
2,000cc 4WD
5人乗り(車いす含む)



対 象 者 (車いす 利用者)	・ 町内に住所がある個人で、本人または世帯員が本会会員 ・ 日常的または一時的に車いすを使用し、 座席を使えず、車いすのまま乗る必要がある ・ 運転手をご自身で確保できる	すべてに あてはまる方
利用目的	・ 通院、公共機関への外出 ・ 公共団体、社会福祉団体などが行う研修会、講習会などへの参加 ・ 買い物、行楽など ※営業活動、宗教活動、政治活動、遊興に関すること（パチンコ・マージャン・公営ギャンブル・個人的な飲酒等）、通勤・通学・通所、違法行為には利用できません。	
貸出期間	最大2日間（車両の引き渡し、返却のみの日数は除く） 同月2回まで 《例》土日利用の場合は、金曜日夕方に借りて、月曜日朝返却 ※年末年始は貸し出しを行ないません。	
利 用 料	無料（ガソリン代および利用に係る費用は自己負担）	
申し込み	利用希望日の空き状況を確認の上、利用日の3日前までに ①申請書、②誓約書、③運転者の運転免許証の写しを添えてお申込みください。 なお、申請内容等が事業実施要綱に沿わない場合は貸し出しをお断りすることがあります。	
貸出・返却	平日（土、日、祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	

◇ その他詳細は事業実施要綱による。

◇ 事業運営に必要な車両維持費（点検費用、保険料など）は、社協会費、寄付金を活用させていただきます。また、社協社用車として、事業、出張などにも使わせていただきます。

◆◆◆お問い合わせ・お申し込み◆◆◆

社会福祉法人 設楽町社会福祉協議会 ☎ (0536) 62-1848